欧州関係資料

2010年12月24日 財務省国際局

欧州各国の状況

※ 各国の人口、名目GDP(出所:世銀 WDI)は2009年時点

ドイツ 人口:8,188万人 名目GDP:3兆3,467億ドル 1人あたりGDP:4万873ドル

フランス 人口:6,261万人 名目GDP:2兆6,494億ドル

1人あたりGDP:4万2.315ドル

イタリア 人口:6,022万人 名目GDP:2兆1,128億ドル

1人あたりGDP:3万5,085ドル

アイスランド 人口:32万人 名目GDP:121億ドル

1人あたりGDP:3万8.034ドル

•IMFプログラムを実施中(2008/11理事会承認)。

スウェーデン 人口:930万人 名目GDP:4,060億ドル 1人当たりGDP:4万3.654ドル

銀行の東欧新興国向けの貸付残高が対GDP比22%。

アイルランド 人口:445万人 名目GDP:2,272億ドル 1人当たりGDP:5万1,055ドル

2010年11月28日、欧州連合及びIMFによる総額850億ユーロ の資金支援プログラムを発表。

・2010年11月24日、2011年から2014年の4年間で計

150億ユーロの財政緊縮を実施する計画を発表。 ・2009年1月にアングロ・アイリッシュ銀行を国有化した他、今後、

3大銀行すべてが国有化される見込みとの報道。

英国

人口: 6.184万人 名目GDP: 2兆1.745億ドル 1人当たりGDP:3万5.165ドル

·2009年の財政赤字対GDP比は、▲11.4%まで拡大。

オーストリア 人口:836万人 名目GDP:3,849億ドル 1人当たりGDP:4万6,020ドル

·銀行の東欧新興国貸付残高が西欧中最大(GDP比58%)

ポルトガル 人口:1,063万人 名目GDP:2,277億ドル 1人当たりGDP:2万1.414ドル

-2010年11月26日、2011年予算案を議会で可決。2009年 に▲9.3%だった財政赤字対GDP比を2011年に▲4.6%、

2013年に▲3%以下とすることを目標としている。 市場から財政再建の遅れを指摘されている。

スペイン 人口:4,596万人 名目GDP:1兆4,603億ドル 1人当たりGDP:3万1,774ドル

2010年10月の失業率は、20.7%とユーロ圏で最悪。

財政赤字対GDP比は、2009年に▲11.1%まで拡大。 2013年までに▲3%以下とすることを目標としている。

・不動産バブルの崩壊に伴い、銀行の不良債権比率は8 月に5.62%となり、過去15年で最悪の水準。

・特に、不動産セクターのエクスポージャーが大きい貯蓄 銀行(CAJA)で損失が拡大。

EU加盟国:27か国

ヘルツェゴビナ

名目GDP:171億ドル

1人当たりGDP: 4,545ドル

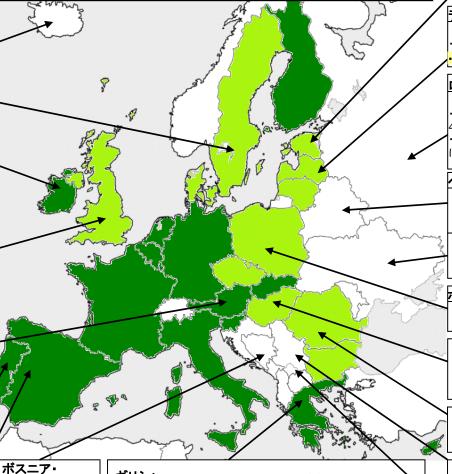
・IMFプログラムを

実施中(2009/7

理事会承認)。

人口:377万人

■ EU加盟国かつユーロ導入国:16か国



ギリシャ 人口:1,128万人 名目GDP:3,299億ドル 1人当たりGDP:2万9.241ドル

•IMFプログラムを実施中(2010/5理事会承認)。

•ユーロ加盟国とIMFによって合意された総額1.100億ユーロの支援の うち、2010年9月に、第2回目の融資90億ユーロが実行され、これまで に計290億ユーロの融資が実行された。

・2009年の財政赤字対GDP比は▲15.4%まで拡大。

エストニア 人口:134万人 名目GDP:191億ドル 1人当たりGDP:1万4.242ドル

-2011年1月にユーロ導入予定。

(2010年5月に欧州委員会がユーロ導入を提 案。7月のECOFINで正式決定。)

ラトビア 人口:226万人 名目GDP:262億ドル 1人当たりGDP:1万1.616ドル

・2009年の財政赤字対GDP比が▲9.0%。

IMFプログラムを実施中(2008/12理事会承認)。

|**ロシア** 人口:1億4.185万人 名目GDP:1兆2.307億

1人当たりGDP:8.676ドル ·GDP成長率は、2009年▲7.9%から2010年 4.3%に上昇。

2010年は、原油価格上昇により、財政赤字

は縮小、外貨準備は増大。

ベラル―シ 人口:966万人 名目GD:490億ドル 1人当たりGDP:5,072ドル

IMFプログラムを実施(2009/1理事会承認、 2010/4に期間満了)。

ウクライナ 人口:4.601万人 名目GDP:1135億 ドル 1人当たりGDP: 2,468ドル

•IMFプログラムを実施中(2010/7理事会承認)

ポーランド 人口:3,815万人 名目GDP:4,300億 ドル 1人当たりGDP:1万1,273ドル

•IMFプログラムを実施中(2010/7理事会承認)。

ハンガリ 人口:1,002万人 名目GDP:1,290 億ドル 1人当たりGDP:1万2,868ドル

•IMFプログラムを実施(2008/11理事会承認、 2010/10に期間満了)。

ルーマニア 人口:2.148万人 名目GDP:1.611 億ドル 1人当たりGDP: 7,500ドル

■IMFプログラムを実施中(2009/5理事会承認)。

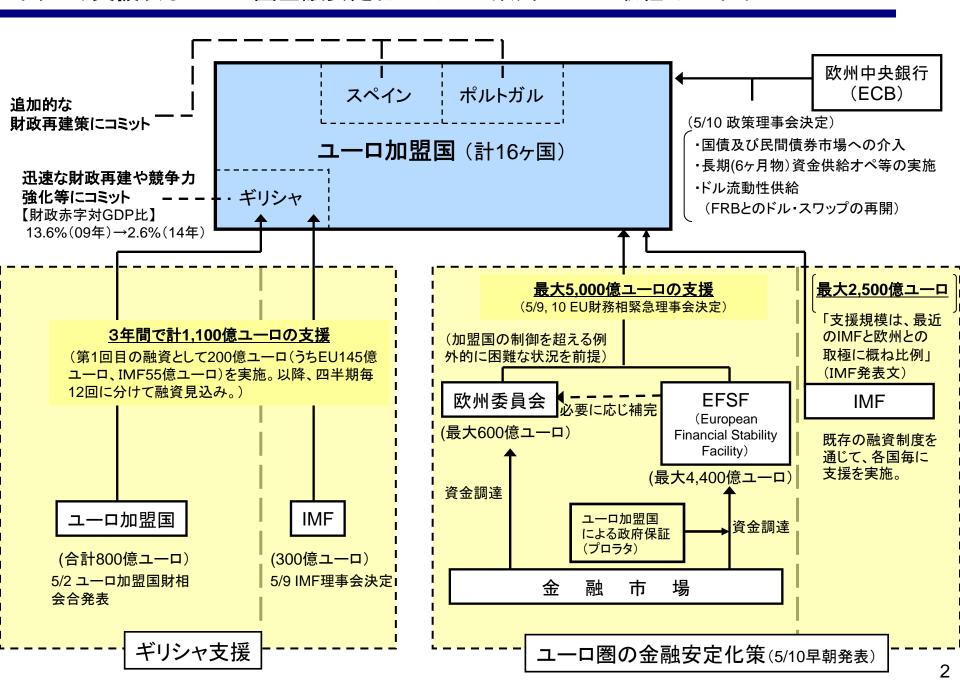
セルビア 人口:732万人 名目GDP:426億ドル 1人当たりGDP: 5,819ドル

•IMFプログラムを実施中(2009/1理事会承認)。

コソボ 人口:181万人 名目GDP:54億ドル 1人当たりGDP: 2,965ドル

•IMFプログラムを実施中(2010/7理事会承認)

ギリシャ支援及びユーロ圏金融安定化のための欧州・IMFの取組みのポイント



ギリシャ支援策の公表(2010年5月2日)

〈ギリシャ支援策の公表〉

- ・5月2日、ギリシャが追加の財政再建策、成長促進策、金融システム強化・安定化策を発表。これを受け、同日、ユーロ圏財務大臣会合が開催され、IMFと合同の3ヵ年総額1,100億ユーロの金融支援策(うちユーロ圏は800億ユーロ(1年目は300億ユーロ)、IMFは300億ユーロ)を合意。
- (注) IMF支援額のギリシャのクォータ(約9.5億ユーロ)との比率は3,200%と史上最大(これまでは1997年韓国向け支援の1939%が最大)。なお、2009年のギリシャの名目GDPは約2,400億ユーロであり、支援額は対名目GDP比で約45%に相当する規模。

〇 ギリシャの経済政策プログラム(2010年5月9日、IMF理事会承認)のポイント

① 財政再建策

2009年GDP比△13.6%の財政赤字を、2010年に△8.1%、2014年には△2.6%とする。

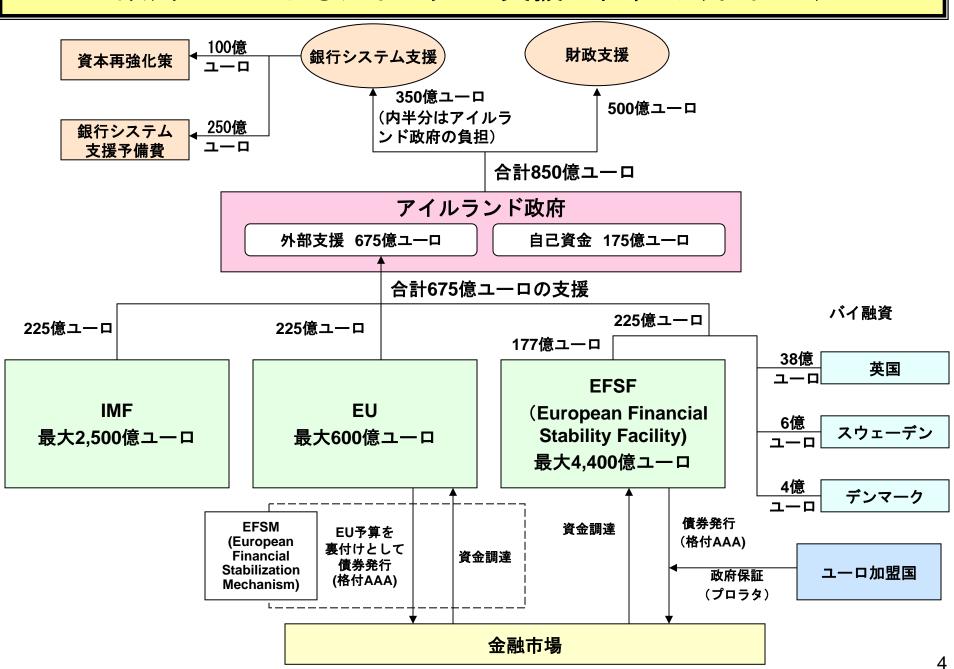
歳出面では、政府支出の75%を占める公的部門賃金と年金支払いの抜本的な削減が柱。さらに、 軍事費も大幅に削減。

- (注1)ギリシャの一人当たり雇用者報酬は2000年から2008年にかけて約55%上昇。
- (注2)年金受給のための最低労働期間を37年から40年に引き上げ。

歳入面では、付加価値税などの税率引き上げ(21%→23%)に加え、徴税強化に取り組む。

- ② 成長促進策 労働市場政策、公的企業の改革、ビジネス環境の改善等により、経済の競争力回復を図る。
- ③ 金融システムの強化・安定化 100億ユーロ規模の金融安定化基金を設立し、必要とあらば迅速に金融機関への資本注入ができる 体制を整える。

欧州・IMFによるアイルランド支援の仕組み(ポイント)



アイルランド支援プログラムの公表(2010年11月28日)

〈アイルランド支援プログラムの公表〉

・2010年11月28日、アイルランド政府は、EU-IMFによる共同支援プログラムを公表。本プログラムに沿って、財政政策、構造改革、銀行の資本増強及び再構築を実施。財政面では、2011年に60億ユーロ、2014年までに150億ユーロの財政緊縮を実施し、2015年までに財政収支対GDP比を▲3%以下とする計画。

○ 支援プログラム(2010年12月10日、IMF理事会予定)のポイント

① <u>財政上の措置</u>

- ・所得税の課税ベースを拡大、年金控除を縮減、租税特別措置一般を縮減
 - (※) 11月24日発表の「国家建て直し計画」には、このほか、VAT税率の引き上げ(現行:21% ⇒2013年:22%⇒2014年:23%)、法人税率(12.5%)の維持等が盛り込まれている。
- ・人員削減・業務効率化等により行政費用を削減、公的年金受給年齢を引き上げ
- ・「財政責任法」を導入し、中期の支出枠、行政分野毎の複数年度の歳出上限を設定

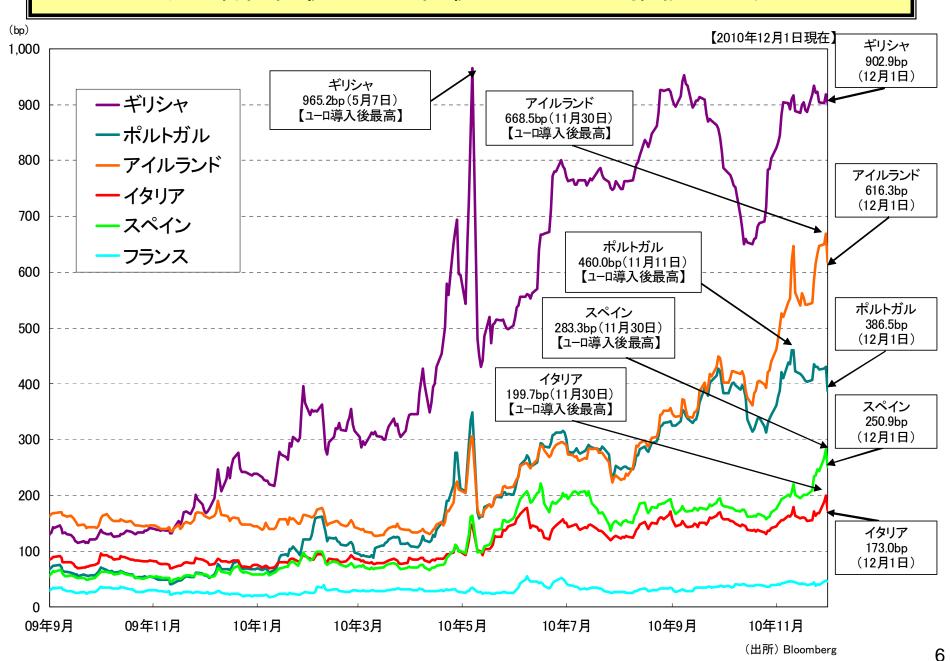
② 構造改革

- ・最低賃金(時給)を1ユーロ引き下げ、早期就業復帰を促進するため失業手当を改革
- ・個人の債務に関する制度を見直し、債権者・債務者双方の利害を考慮した新たな法制を策定
- ・競争関係当局に対し、競争が制限されている分野を列挙し、その解決策を特定することを要請

③ 銀行の資本増強及び再構築

- ・国内銀行システムに100億ユーロの資本注入を実施し、コアTier1比率を少なくとも12%に引き上げ
- ・2011年前半にストレステスト等を実施し、その結果、必要とあらば追加資本注入を実施
- ・銀行は非中核資産を処分し、自身のポートフォリオ等を証券化・売却又は分割
- ・2011年の早い時期に、危機に陥った信用機関(credit institution)を処理するための特別な法制度を策定

欧州各国国債の対独国債スプレッドの推移(10年物)



欧州諸国の格付けの推移

<u></u> <アイルランドの	 の格付けの	変化>													
	2009年			2010年									現在の		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	アウトルック
S&P	AA	_	_	1	ı	ı	_	ı	-	_	AA- (24日)	_	1	A (23日)	ネガティブ
ムーディーズ	Aa1 (AA+に相当)	_	_	I	ı	ı	-	ı	-	Aa2 (AAIこ相当) (19日)	-	_	ı	-	ステイブル
フィッチ	AA	_	AA- (4日)	-	-	-	_	_	-	-	-	-	A + (7日)	_	ネガティブ
<ポルトガルの	格付けの変														
	2009年								2010年						現在の
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	アウトルック
S&P	A+	_	_	-	-	-	A - (27日)	-	_	-	-	-	ı	_	ネガティブ
ムーディーズ	Aa2 (AAに相当)	-	-	1	1	-	_	-	-	A1 (A+に相当) (13日)	-	_	-	-	ステイブル
フィッチ	AA	_	_	1	-	AA- (24日)	_	-	-	_	-	-	1	_	ネガティブ
<u>くスペインの格</u>	付けの変化														
		2009年		2010年								現在の			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	アウトルック
S&P	AA+	_	BBB+ (16日)	-	_	-	AA (28日)	-	_	_	-	_	-	_	ネガティブ
ムーディーズ	Aaa (AAAに相当)	_	_	ı	ı	ı	_	ı	-	-	-	Aa1 (AA+に相当) (30日)	I	-	ステイブル
フィッチ	AAA	_	_	ı	ı	-	_	AA+ (28日)	-	_	-	-	ı	_	ステイブル
<ギリシャの格	付けの変化	4 >													
1	2009年			2010年									現在の		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	アウトルック
S&P	A-	_	BBB+ (16日)	_	_	_	BB+ (27日)	_	-	-	_	_	_	_	ネガティブ
ムーディーズ	A1 (A+に相当)	-	A2 (22日)	1			A3 (A-に相当) (22日)	ı	Ba1 (BB+に相当) (14日)	-	_	_	ı	-	ステイブル
フィッチ	A- (10月22日)	_	BBB+ (8日)	-	_	_	BBB- (9日)	-	-	-	-	-	-	_	ネガティブ

(2010年11月24日現在)

G20及びEU諸国の格付け表

【投資適格】

(2010年11月29日現在)

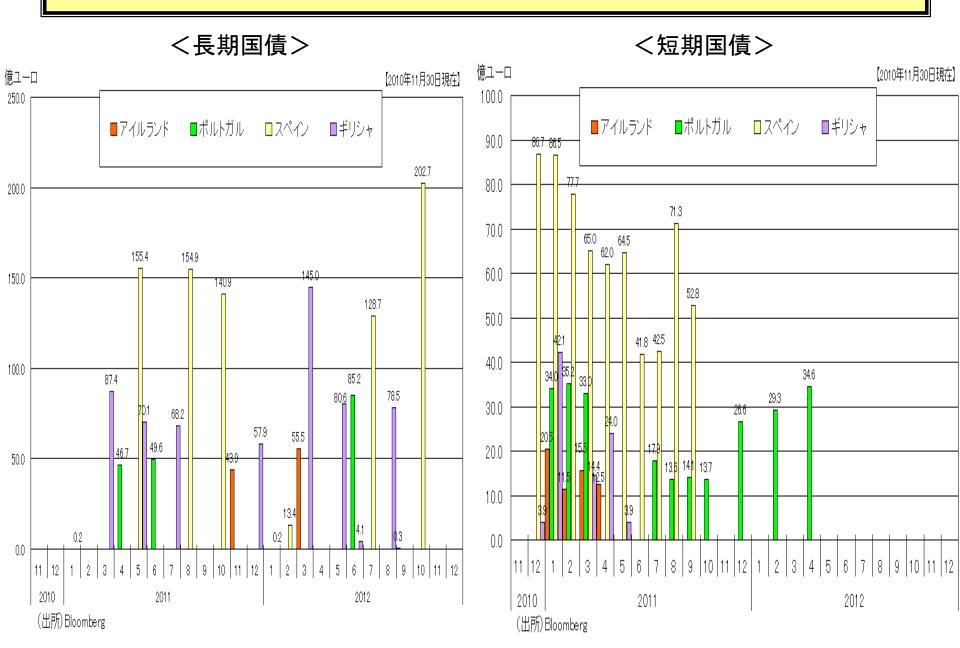
S&P	ムーディーズ	フィッチ	国名
AAA	Aaa	AAA	米国、英国、オーストラリア、カナダ、ドイツ、 フランス、デンマーク、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、 フィンランド、スウェーデン
AA+	Aa1	AA+	スペイン(フィッチ、ムーディーズ)、ベルギー
AA	Aa2	AA	スペイン(S&P)、アイルランド(ムーディーズ)、イタリア(ムーディーズ)、 日本、スロヴェニア
AA-	Aa3	AA-	ポルトガル(フィッチ)、イタリア(フィッチ)、サウジアラビア
A+	A1	A+	ポルトガル(ムーディーズ)、アイルランド(フィッチ)イタリア(S&P)、韓国、中国、南アフリカ、チェコ、スロヴァキア
Α	A2	Α	アイルランド(S&P)、メキシコ、マルタ、ポーランド、エストニア、キプロス
A-	A3	A-	ポルトガル(S&P)
BBB+	Baa1	BBB+	ブラジル、ロシア
ввв	Baa2	BBB	ブルガリア、リトアニア
ввв-	Ваа3	BBB-	ギリシャ(フィッチ)、インド、ハンガリー、ルーマニア

【投資不適格】

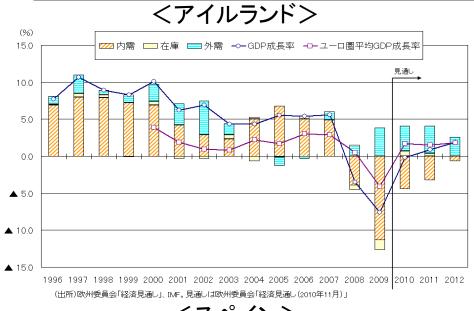
BB+	Ba1	BB+	ギリシャ(S&P、ムーディーズ)、インドネシア、トルコ
ВВ	Ba2	ВВ	ラトビア
вв-	Ba3	вв-	
В+	B1	В+	
В	B2	В	アルゼンチン
В-	B3	в-	
ccc+	Caa1	ccc+	
ccc	Caa2	CCC	
ccc-	Caa3	ccc-	

(注)国名については、S&Pの格付に基づいて記載。ただし、ギリシャ・ポルトガル・スペイン、イタリア、アイルランドについては、ムーディーズとフィッチの格付も記載。8

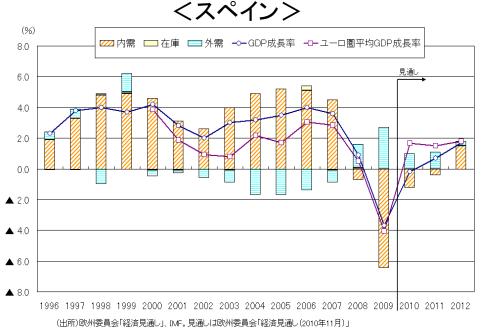
欧州諸国の国債の償還スケジュール

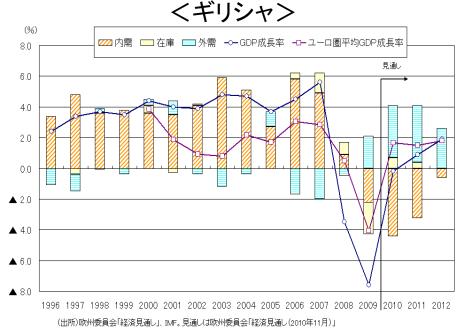


欧州諸国の実質GDP成長率の推移



(%) 8.0 6.0 4.0 2.0 4.0 4.0 4.0 4.0 (出所)欧州委員会「経済見通し」、IMF。見通しは欧州委員会「経済見通し(2010年11月)」

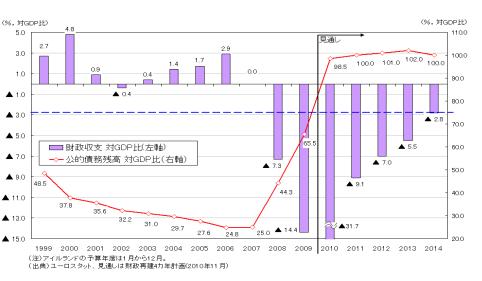




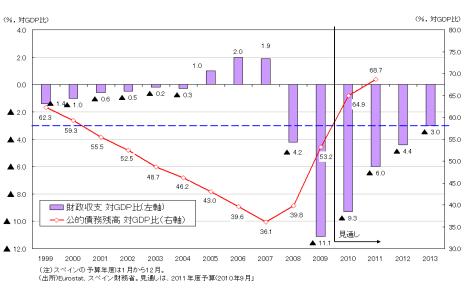
欧州諸国の財政収支・債務残高の推移

<アイルラ<u>ンド</u>>

<ポルトガル>

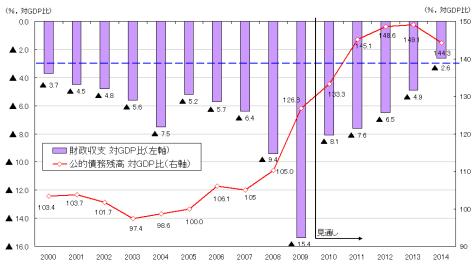


<スペイン>



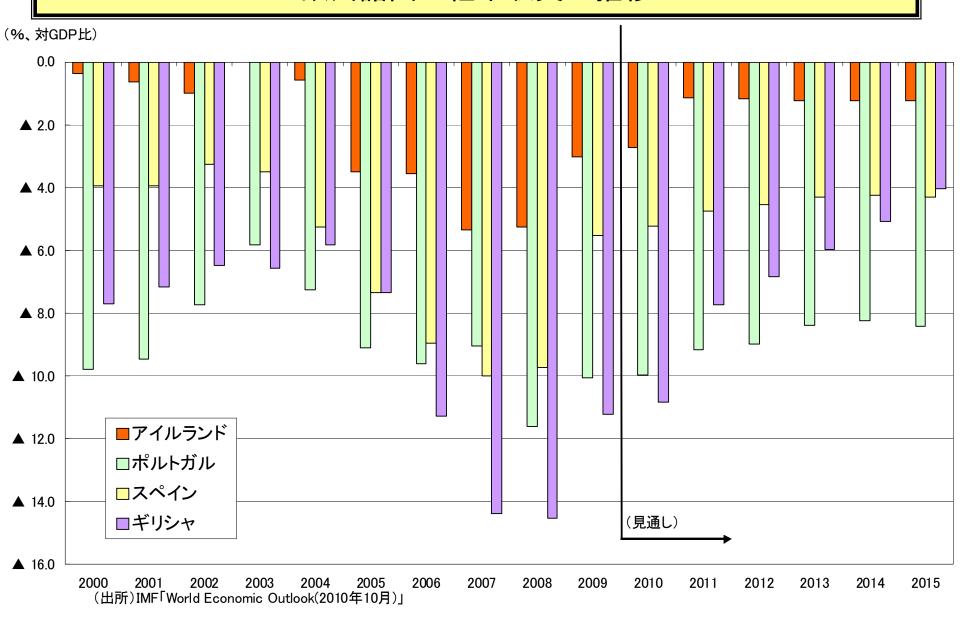
(%,対GDP比) (%,対GDP比) 0.0 85 **A** 2.0 **▲** 2.9 **▲** 2.9 ▲ 3.4 **4.0** 4.1 **4.3 ▲** 5.0 ■ 財政収支 対GDP比(左軸) 65 公的債務残高 対GDP比(右軸) ▲ 6.1 65.3 63.9 63.6 **▲** 7.3 60 56.9 58.3 55 51.4 見通し **4** 9.3 ▲ 10.0 2009 (注)ポルトガルの予算年度は1月から12月。 (出所)Eurostat、ポルトガル財務省。見通Uは、2011年度予算案。

<ギリシャ>



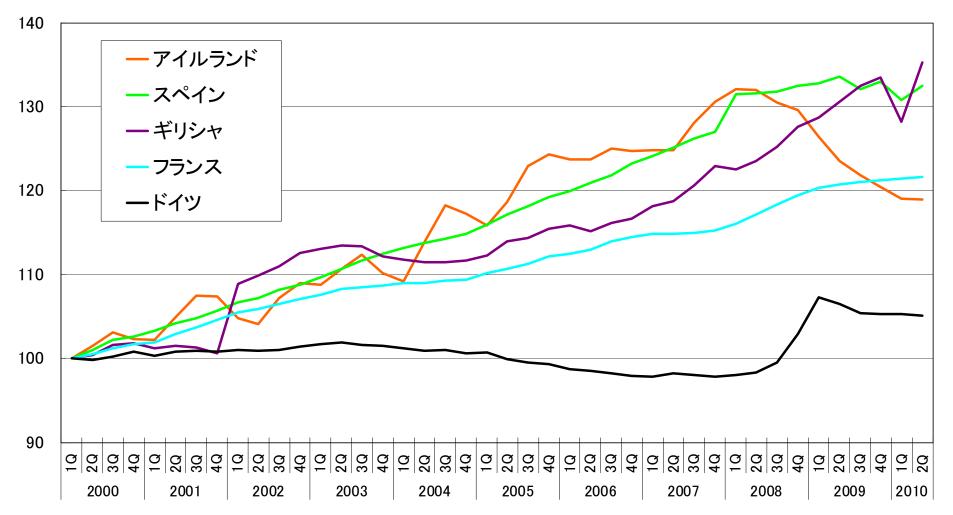
(注1) ギリシャの予算年度は1月から12月。(出典)ユーロスタット、見通しはギリシャ政府「財政健全化計画」(10年5月)

欧州諸国の経常収支の推移



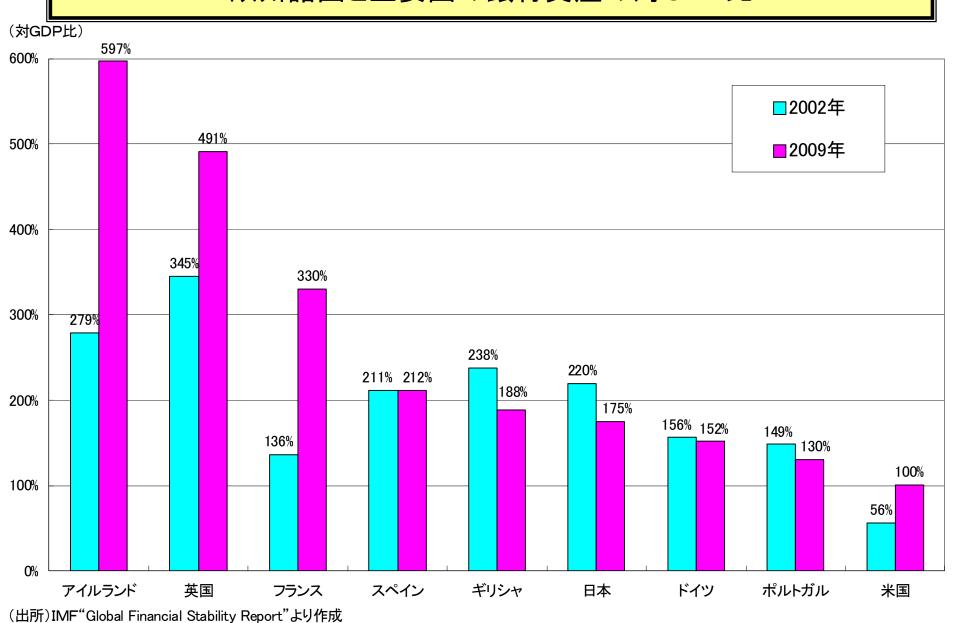
欧州諸国のユニット・レイバー・コストの推移





(注)ポルトガルの数値は、OECDのデータベースに記載されていない。 (出所)OECDをもとに加工、作成。

欧州諸国と主要国の銀行資産の対GDP比



欧州の経済統合・ユーロ導入の経緯[その1]

	貿易・労働移動・資本移動の自由化	為替政策			
	・欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)発足(西独・仏・伊・ベネルクス3国)(パリ条約発効)				
1952年	最初の6ヶ国による組織設立				
1958年	・欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(Euratom)発足(ローマ条約発効)				
1960年	·欧州自由貿易連合(EFTA)発足				
1967年	・3共同体(ECSC・EEC・Euratom)を欧州共同体(EC)として統合(ブリュッセル条約発効)				
1968年	関税同盟完成(域内関税撤廃・域外共通関税導入) =モノの域内移動の自由化				
1970年	「ウェルナー報告」(1980年までの10年間で、①協調政策の立案機関設立、②合意によ 提唱)	る為替レート変更、③共同体の中央銀行設立、の3段階での経済・通貨統合の実現を			
1971年	ニクソン・ショック(金・ドル交換の停止)、ブレトンウッズ体制の崩壊				
1972年		・欧州共通為替マージン・アレンジメント(「トンネルの中のヘビ」)の開始(EC域内通貨間の変動幅を上下各1.125%に固定) →1976年に仏が脱退するなど、事実上崩壊			
1973年		・EC通貨共同フロート(域内通貨間の変動幅を維持し、対米ドルでフロート)へ移行(「トンネルを出たヘビ」)			
1976年		・仏がスネークを脱退し、参加国は西独、ベネルクス3国、デンマークのみに			
1979年		・欧州通貨制度(EMS)設立(西独、仏、伊、ベネルクス3国、デンマーク)(許容変動幅上下各2.25%(伊のみ6%)と無制限介入義務を有する為替相場メカニズム) 欧州通貨単位(ECU)導入			
1985年	西独・仏・ベネルクス3国、シェンゲン協定発効 =ヒトの域内移動の自由化				
1987年	・単一欧州議定書発効(ローマ条約を初めて修正し、単一欧州市場と欧州政治協力を取極め)				
1989年		・「ドロール報告書」発表(経済通貨統合(EMU)に向け、①政策協調の強化、②欧州中央銀行制度(ESCB)創設、③ESCB統一金融政策、の3段階を提言)			
1990年	東西ドイツ統一				

欧州の経済統合・ユーロ導入の経緯[その2]

	貿易・労働移動・資本移動の自由化	為替政策
1990年		・英ポンドERM参加(変動幅上下各6%)
1991年		・マーストリヒト・サミットで欧州連合条約(マーストリヒト条約)締結(1993年発効) →ECは政治統合を加えて欧州連合(EU)に発展、EMU参加の経済収斂基準を制定、 ESCB統一金融政策への移行期限を1999年に設定)
1992年	・欧州通貨危機(英ポンドと伊リラ、	EMS離脱)(伊は1996年に再参加)
1993年	※単一市場(EC加盟国12カ国)が始動 =モノ、ヒト、カネの域内移動の自由化	・欧州通貨危機(ERM変動幅を、独マルクとオランダ・ギルダー間を除き上下各15%へ拡大)
1994年		・EMU第2段階開始 ・欧州通貨機構(EMI)(欧州中央銀行(ECB)の前身)設立
1995年		・単一通貨導入の具体的スケジュールを欧州理事会で承認 ・単一通貨名称を「ユーロ(EURO)」に決定
1996年		・財政節度を担保する「財政安定・成長協定」に合意
1998年		・ブリュッセル特別サミット(ユーロ参加国<11カ国>・為替レートの決定) ・欧州中央銀行(ECB)発足 <11カ国>独、仏、伊、蘭、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、オースト リア、フィンランド、アイルランド
		単一通貨「ユーロ」導入
1999年	アムステルダム条約発効 =ヒトの域内移動の完全自由化	・EMU第3段階開始 ・欧州中銀、金融政策一元化 ・ユーロ即時決済システム稼動開始
2001年		・ギリシャ、ユーロ参加
2002年		・ユーロ紙幣・貨幣の流通開始/参加国の従前の紙幣・貨幣の流通停止
2004年		・10カ国がEUに新規加盟
2007年		・スロベニア、ユーロ参加
2008年		・キプロス及びマルタ、ユーロ参加
2009年		・スロヴァキア、ユーロ参加 →ユーロ参加国は計16ヶ国に